

【所定疾患施設療養費の算定状況について】

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表します。

令和4年度 算定状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

算定状況

○所定疾患施設療養費（Ⅰ）・・・108日間

○所定疾患施設療養費（Ⅱ）・・・0日間

【老人保健施設 星が浦】

| | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 計 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|-----|
| 人数 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 5 | 4 | 18 |
| 日数 | 14 | 7 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 5 | 11 | 5 | 32 | 24 | 108 |

○所定疾患施設療養費（Ⅰ）について

1. 所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
5. 算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の該当加算の算定状況を報告すること。